

第2章

人と環境にやさしいまちづくり

人、水、緑、空さわやかな **共生の森** を育てよう



ともにめざす共生の森の姿

指標名	現況	年度		目標	年度	備考
にぎわい里山づくり団体認定数	7団体	H18	▶	15団体	H23	「東近江市にぎわい里山づくり条例」に基づき市長が認定した団体の数
ごみの資源化の推進	138g/人・日	H17	▶	200g/人・日	H23	ごみとして排出されたもののうち、リサイクル対象品として分別された量
公用車・コミュニティバスにおけるバイオディーゼル燃料車両の数	5台	H17	▶	13台	H23	
公害苦情件数	120件	H17	▶	95件	H23	
都市公園の面積	56.0ha	H17	▶	72.9ha	H23	
布引運動公園の整備	未完成	H18	▶	完成	H22	
開発許可区域内の公園緑地の割合	3.0%	H17	▶	4.0%	H23	
自主防災組織の組織率	70.6%	H17	▶	76.0%	H23	
地震ハザードマップの作成	未作成	H18	▶	作成	H19	
市内の犯罪の発生件数	1,270件	H18	▶	980件	H23	刑法犯認知件数 (平成18年中)

1 豊かな自然環境の保全・再生と活用

現状と課題

本市は、鈴鹿国定公園と琵琶湖国定公園や2つの県立自然公園に囲まれ、森林、河川、そして広がりのある美しい田園、点在する里山や棚田が残るなど豊かな自然に恵まれたまちです。また、オオタカ、イヌワシ、ハリヨや愛知川河畔林の植物など多くの貴重な動植物が生育しています。

私たちは、この豊かで貴重な自然環境を、未来の人々に引き継いでいかなければなりません。しかし、今日まで効率性や利便性を追い求めるあまり、自然環境や生物への配慮が不足していた面があります。このような中、国では、今日までに失ったものを取り戻すため「自然再生」の取り組みを始めており、今後は本市においても貴重な自然を保全しつつ、「生物多様性の保全」「自然の再生」といった視点で施策を進めていく必要があります。

本市域の約57%を占める森林は、木材の供給源としての機能はもちろんのこと、水源のかん養、山地の保全や多くの動植物の育成、人々の癒しの場として多面的な機能を果たしています。しかし、近年の社会情勢や生活環境の変化とともに、長期にわたる木材価格の低迷から人工林の管理意欲が減退し、管理不十分な森林が増加するおそれがあり、今後は、森林保全の観点から森林・林業施策を充実し、多様な取り組みを進める必要があります。また、里山も人の心から離れつつあり、今一度、里山の効用を見直す必要に迫られています。こうした中、里山の再生に取り組んだ「河辺いきものの森」は、人々が身近な自然に親しむ場として、また、森と人を近づける環境学習の場として多くの人々が訪れており、これからも里山再生のモデルとして有効活用に取り組む必要があります。

市内に網の目のように存在する河川や水路は、治水、利水の役割を果たす一方、水生生物の生息場所となっています。また、良質の地下水も豊富に流れています。今後もこれら河川、水路、地下水を身近な自然として、治水、利水の機能に配慮しながら、より良い水環境空間の形成をめざす必要があります。また、市内の田園についても生態系を保ち、美しい風景をもたらす自然として、その保全に取り組まなくてはなりません。

このように恵まれた自然環境も心無い人の不法投棄などにより、自然が荒らされる地域もあります。このため、今後とも自然を愛する心を育むために、市民との協働により、緑を増やす植樹活動や自然環境保全活動を進めていくことが必要です。また、環境美化に関するマナーの向上と市民主体の美化活動を進めていく必要があります。

基本的方向

本市の豊かな自然と生物の多様性を「市民の宝」として共有できるよう、保全に努めるとともに、市民が森林や里山とふれあいを深め、自然環境の保全・再生活動へ参加する機会を増やし、自然環境の保全に対する市民意識の高揚を図ります。

地域にうるおいを与える河川については、琵琶湖と往来する魚やメダカ、ホタルなどがすめるよう、「自然再生」の考え方を取り入れ、自然共生型河川の実現をめざします。

豊かな自然環境の保全とともに、自然の有する機能を活かした市民の健康増進や環境学習の場として、また観光資源として積極的な活用を行います。

美しい緑と快適な生活空間をつくるため、地域住民や市民団体との連携を図り、不法投棄や散在性ごみのないまちをめざします。

市民の取り組み

日頃から自然に関心を持ち、自然に親しみ、自然を大切にしましょう。

日常生活の中で自然環境に負荷を与えないよう、環境にやさしい洗剤を使用したり、廃食油を流さないなどの努力をしましょう。

ごみの不法投棄やポイ捨てをやめましょう。

各団体やグループ単位で、自然環境の保全について学びましょう。また学習機会に積極的に参加しましょう。

地域や団体での清掃活動などに参加し、環境美化に努めましょう。

行政の取り組み

1 自然環境及び生物多様性の保全・継承

自然環境の保全と継承を図るため、保全に係る重点地区を指定し、山林や水辺などの自然環境の保全を進めます。

生物多様性の保全への取り組みを図るため、大切にしたい野生生物の指定や保護区域の指定を行います。

市民との協働のもと、自然環境及び生物多様性の保全についての普及啓発活動や生きもの総合調査を実施します。

保護樹林及び保護樹木の指定を行います。

2 森林環境の保全

森林の持つ水源かん養や自然災害の防止、地球温暖化防止といった多様な機能を保持するため、森林・林業施策を積極的に進め、豊かな森林の保全を図ります。

森林の「地産地消」を進めるため、本市で産出された木材を、公共施設や市営住宅の建材、学校などの備品として積極的に利用するよう努めるとともに、市民による地元材の活用を促進します。



愛知川渓谷

3 里山の保全と活用

かつて人々が生活に持続的に利用してきた里山を再生、保全するため、「東近江市にぎわい里山づくり条例」に基づき、市民活動の促進と里山の資源の活用を図ります。河辺いきものの森の機能強化と利用促進を図ります。また、同施設での環境学習の成果を市内の他施設で応用するなど、学習支援を進めます。里山の保全活動などの市民活動を支援します。



遊林会による里山保全活動

4 河川、田園環境の保全

河川整備にあたっては、自然再生の工法を取り入れ、メダカやホタルなどの生きものがすみやすく、うるおいのある河川環境整備を図ります。鈴鹿山系と琵琶湖が水系的につながった市域特性を活かし、琵琶湖と河川・田園を往来するアユなどの魚類が市内で多く見られる環境づくりと、それらを大切に環境啓発に努めます。市全体に美しさとうるおいを与える良好な田園環境の保全に努めます。河川愛護などの市民活動を支援します。

5 市民意識の高揚

国定公園や県立自然公園を有する本市のすぐれた自然環境を共有の財産とするため、市民に対する情報提供や自然保護の啓発を行います。学校や生涯学習の場での環境教育を充実し、水環境や森林環境、大気環境をはじめとした自然環境に対する市民意識の高揚を図ります。市内全域において指定した保護樹林及び樹木について、郷土の財産として啓発を進めます。環境の現状や市の取り組み内容などについて、環境白書として公表します。自治会活動やまちづくり協議会活動に環境対策が位置づけられるよう働きかけるとともに、その活動を支援します。

6 環境美化の推進

「東近江市さわやか環境づくり協議会」におけるごみ対策の活動を全市に広めます。不法投棄や散在性ごみを回収する市民ボランティアの拡大を図ります。不法投棄の防止に関する啓発と監視体制を強化するとともに、県や警察など関係機関との連携強化を図ります。ポイ捨て禁止など環境美化に対するマナーの向上を図るため、清掃美化イベントの開催や啓発看板の設置などに努めます。

2 環境にやさしい循環型社会の構築

現状と課題

環境問題を考えるうえで地球温暖化防止や循環型社会の構築は、早急に取り組むべき課題となっています。これまで人々の暮らしにおいて「モノの豊かさ」をもたらした「資源の大量消費と大量廃棄」を改めることが必要ですが、そのためには、市民一人ひとりがライフスタイルや価値観を見直すことが大きな力となります。

本市は、自然との共生をめざした環境保全の基本ルールである「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」(環境基本条例)を平成18(2006)年4月1日に施行し、市民との協働により環境文化の推進を図ることを基本理念として、様々な取り組みを進めています。

こうした中、本市では、ごみの分別によるリサイクルの促進や家庭生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理機の普及や「生ごみひとしぼり運動」などの啓発に努めてきました。今後も、一人ひとりができることから取り組むことが大切であり、それに向けた啓発を進めていかなければなりません。特にリサイクルについては「あいとうリサイクルシステム」などをモデルとして本市にふさわしい循環型システムを構築していく必要があります。また、合併によってごみ処理を2つの一部事務組合で行うことになり、市民サービスの均一化を図るためにも、早急な対応が必要となっています。

循環型社会に向けたシンボル事業として、本市で誕生し全国に広がる「菜の花エコプロジェクト」の取り組みがあります。これは資源循環型社会の地域モデルとなるもので、転作田に菜種を植え、収穫し搾取したなたね油を料理や学校給食に活用し、その廃食油は精製して軽油代替燃料として利用するなど、具体的で実感できる資源循環の取り組みとなっています。その活動拠点となっている「あいとうエコプラザ菜の花館」では、小中学生や一般市民を対象にした環境体験学習も行っており、今後はこのような取り組みをより発展させることが大切です。また、身近なりサイクルへの市民の自主的な取り組みも盛んであり、このような市民の自主的で創造的なりサイクル運動について、さらに支援を進めていく必要があります。

一方、地球温暖化の防止対策や限りある資源を有効に利用する観点から、新エネルギーの活用や省エネルギーの推進についても課題となっています。本市では、「東近江市新エネルギー推進会議」の活動によって市民意識の啓発を行うほか、各家庭で取り組める太陽光発電や雨水利用に対する補助金制度を実施し、新エネルギーの活用や自然資源の有効活用を進めています。また、本市の豊富な森林資源を活かすため「木質バイオマス発電」の研究にも着手していますが、市内には多くのバイオマス資源があると考えられ、今後は環境基本条例に基づき、環境保全や新エネルギー活用の明確な指針を策定するとともに、市民活動団体との協働による地球温暖化防止などの啓発や学習機会の提供を図ることが必要です。

ごみ処理の状況

(単位：t)

合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ(ビン)	古紙	粗大ごみ	土砂・ガレキ	ペットボトル	その他
32,165	28,195	2,403	369	489	165	296	221	27

資料：中部清掃組合、愛知郡広域行政組合、湖東広域衛生管理組合、廃棄物対策課(平成18年)

基本的方向

持続可能な社会実現のため、「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」に基づき、市民や事業所との協働により、ごみの減量化と再利用、生ごみなどの再資源化に関する新しい仕組みを構築し、ゼロエミッションをめざした循環型社会の形成を推進します。

価格や品質だけでなく、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入するグリーン購入や公共交通機関の利用促進など、環境に配慮した市の業務を進めるとともに、環境や資源循環に配慮した民間事業活動や市民生活の普及・啓発を図ります。

地球温暖化をはじめとする地球環境問題を市民レベルでとらえ、行動してもらえよう環境啓発を積極的に推進します。

市民と一体となった省エネルギーの推進やバイオディーゼル燃料をはじめとした新エネルギーの活用を推進するとともに、市内に潜在するバイオマス資源の発掘や利用に向けて取り組みます。

市民の取り組み

省エネ・省資源生活の励行など、地球温暖化防止に向け生活を見直しましょう。

家庭ごみや廃食油などの分別ルールを守り、リサイクルを心がけましょう。

生ごみを家庭で処理したり、捨てる前に「ひとしぼり」するなど、軽減を心がけましょう。

地域ぐるみや市民団体で廃食油の回収や資源のリサイクル活動、グリーン購入を進めましょう。

菜の花エコプロジェクトから生まれる油かすやもみ殻くん炭など、環境にやさしい有機堆肥などを利用しましょう。

アイドリングストップや自転車の利用を進めましょう。



小学校での新エネルギー体験講座

行政の取り組み

1 廃棄物処理と市民啓発の推進

ごみの処理体制を見直し、市民が同じ条件のもとでサービスを利用できるよう、改善に向けて取り組みます。

ごみの減量化や再利用について市民や事業所に理解と協力を求め、ごみ排出量を抑制します。

ごみ処理体制について、分別収集の徹底と効率化に努めるとともに、分別マナーが守られるよう啓発を進めます。

家庭ごみや事業所のごみに関するリサイクルシステム構築のための推進組織を設置し、各地域が培ってきた方法や特色を活かした新しいシステムによるリサイクル活動を推進します。

水分が多い生ごみなど家庭ごみの減量化に向け、処理機購入の補助を行うとともに、減量対策を市民とともに考え、実施します。

一部事務組合の処理施設の見学など、学校との連携により子どもたちへの啓発に取り組みます。

2 資源循環型の地域づくり

持続可能な社会実現のため、「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」に基づき、環境基本計画を策定し、総合的・計画的に施策を推進します。

廃食油回収からバイオディーゼル燃料・せっけんへの再生の取り組みなど、菜の花エコプロジェクトの全市への拡大や環境学習拠点における市民意識向上のための学習機会の提供などを積極的に進めます。

節水やせっけんの利用、廃食油を排水と一緒に流さないなど、環境にやさしい消費生活の取り組みをさらに進めます。

リサイクルにおける市民や団体の自主的・創造的な取り組みを支援します。

公共施設における環境管理システムの導入を図ります。

グリーン購入の拡充を進めるとともに、市民啓発に取り組みます。

3 エネルギーの有効活用

新エネルギービジョンを策定するとともに、新エネルギー推進会議と連携するなど、地球温暖化防止に向け、市民と一体となった省エネルギーの推進を図ります。

地球温暖化防止などについての環境学習プログラムを作成し、学校教育や社会教育において新エネルギー推進に関する学習を進めます。

菜種などの資源作物や間伐材などの木質材料を利用したバイオマス・エネルギーの有効な利用に向けた取り組みを進めます。

廃食油回収を全市に広げ、バイオディーゼル燃料の利用の拡大を図るとともに、公用車、コミュニティバスなどにおいてバイオディーゼル燃料車両の導入を進めます。

公共交通機関の利用促進に努めます。

住宅用の太陽光発電施設や雨水貯留施設の設置に対する補助制度の利用を促進します。

公共施設については、新エネルギーの導入や環境にやさしい施設となるよう努めます。また、市の業務における省エネルギーの取り組みを一層充実します。



あいとうエコプラザ菜の花館

3 快適な暮らしを支える良好な住環境づくり

● 現状と課題

本市は、鈴鹿の山あいから琵琶湖岸まで様々な自然、歴史環境の中で生活文化が育まれてきました。その中には、人々の心をいやす田園風景や格調高い歴史的景観を形成しているところがあります。また、全国的にまれな「森と水と屋根のある町」づくりが実践された本市の中心地は、街路樹のあふれんばかりの緑と水の調和によって、田園都市の風格をかもしだしています。今後も、これらの景観を本市の貴重な財産として守る必要があります。

緑を大切に作る象徴的な取り組みとして、本市では「緑の湖^{うみ}づくり」を進めています。緑の湖づくりの理念は、緑が単に風景上の問題ではなく、そこに暮らす人々のやさしい心を育むものとしてとらえることにあり、今日まで生垣植栽の奨励や工場との緑化協定などの施策を積極的に展開してきました。今後もこの理念のもと、さらに緑あふれるまちを創っていくことが大切です。

市内には大小様々な公園、緑地があり、市民の憩いの空間となっていますが、宅地化が進んでいる地区においては、身近な公園の整備が必要となっています。しかし、維持管理については、市民との協働による管理体制の確立が必要です。拠点的な公園施設としては、体育館や屋内プールなどを備えた布引運動公園があり、平成22(2010)年度までに陸上競技場、多目的グラウンドのほか、防災機能も兼ね備えた公園として整備を終える計画となっています。

農村集落においては、一部を除いてほ場整備が進みました。これに併せて集落周辺も含めた住環境整備が行われてきたところもありますが、今後は、人々の生活にうるおいを与える水のある環境への配慮が求められています。こうした中、集落の地域用水については、生活、防災に結びついた水利用の復活や親水機能をもった空間としての整備要望が高まっており、対応が求められています。

良好な生活環境を確保する施策については、生活環境の保全や公害の防止を定めた条例に基づき、公害や迷惑行為について事業所や市民への啓発を行っていますが、住環境の変化に対応した施策の転換が必要です。

住宅施策については、現在、約700戸の市営住宅を整備しています。しかし、昭和40年代以前に供給された住宅が全体の約53%を占めるなど老朽化が進んでおり、併せて間取りが小さいことや駐車場がないことなど、必ずしも良好な居住水準とはいえません。このため、公営住宅の供給戸数を見直す中で、老朽化の著しい住宅について、改修・修繕や建替えを順次進め、住宅の質的向上を計画的に進めていく必要があります。また、民間事業者が提供する良質な賃貸住宅に対して、家賃軽減のための補助を行うなど、良質な住宅の供給をさらに進める必要があります。

● 基本的方向

誰もが安心して定住できる環境整備に向けて、周囲の自然環境や集落景観などの保全に努めるとともに、緑や花いっぱいの生活

都市公園・自然公園の状況

区 分		園数(カ所)	面積(ha)
都市公園	総 数	26	55.98
	住区基幹公園	18	27.85
	都市基幹公園	1	5.60
	その他の公園	7	22.53
	市民1人当たり(m ²)		4.7
自 然 公 園		4	11,906.00

資料：都市計画課(平成18年3月末現在)

注：1.住区基幹公園とは、市民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園、地区公園が含まれる。

2.都市基幹公園とは、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたものをいう。具体的には総合公園と運動公園によって構成される。

3.自然公園とは自然公園法に定める公園で、国立公園、国定公園及び県立自然公園によって構成される。

空間を市民とともに創造し、ゆとりとうるおいのある美しい住環境の形成を促進します。
豊かな自然を活用し、市民が親しみ、活用できる公園や緑地の整備、地域にうるおいを与える親水空間整備を進めます。
世帯構造の変化に伴い、多様化・高度化する「住」に関する市民のニーズに応える住まいづくりを進め、人口の定住化をめざします。

市民の取り組み

各家庭での生垣緑化を行い、うるおいのあるきれいな地域づくりに貢献しましょう。
オープン花壇を取り入れるなどして、美しさを地域の人々とともに楽しむ方法に挑戦しましょう。
地域ぐるみや学校、企業などにおいて、花いっぱい運動など緑化活動を進めましょう。
地域の身近な公園をみんなで協力して美しく管理しましょう。
行楽ごみやペットの糞などを放置しないで、持ち帰りましょう。

行政の取り組み

1 緑化の推進

市民や自治会を対象とした「あゆみの樹事業」や「緑の街づくり事業」を積極的に推進し、緑化の普及と啓発に努めます。
定年退職者の地域貢献と生きがい対策ともなる花の植栽など、緑化推進のための仕組みづくりを進めます。
緑化ボランティア組織の育成を図ります。
地域住民による花づくりや緑化活動を促進します。
道路や学校をはじめ各種公共施設の緑化を進めるとともに、緑化樹木の適正管理に努めます。

2 美しい景観の形成

愛知川をはじめ、市域を流れる河川の美しい景観の保全と環境美化を図ります。
広葉樹林などの育成や里山の保全などによって、豊かな森林景観の形成を図ります。
農地の保全によって、美しい田園景観の形成を図ります。
住宅地における身近な緑化を進めるとともに、市民の憩いの場となる公園やポケットパークの整備を図ります。
古いまち並みなど歴史的景観の保全と活用を図るため、景観形成にかかる市民の取り組みを支援します。
地域の個性ある景観を守り育てるため、必要に応じて地区計画などの都市計画制度や各種制度の活用を検討します。

3 良好な生活環境の確保

「(仮称)東近江市民の生活環境保全及び公害防止に関する条例」に基づき、公害を未然に防ぐとともに、適切な処理体制の整備を図ります。
水質や大気汚染などによって生じる生活環境の悪化を防止するための監視、調査及び指導体制の強化を図ります。

空き地の雑草繁茂やペットの糞など、管理不足による迷惑防止対策を進めます。

4 公園と緑地の確保

布引運動公園について、ますます増大する市民のスポーツ需要に対応し、防災公園としての機能も有する公園として整備を図ります。

子どもたちの遊び場として、また親と子のふれあいや市民の憩いの場として地域の実情に即した身近な公園の整備に努めます。

地域住民による公園の適切な維持管理を促進します。

地域用水機能の維持・増進を図るため、集落との合意形成を図りながら親水空間整備に努め、ゆとりとうるおいのある住環境整備を推進します。

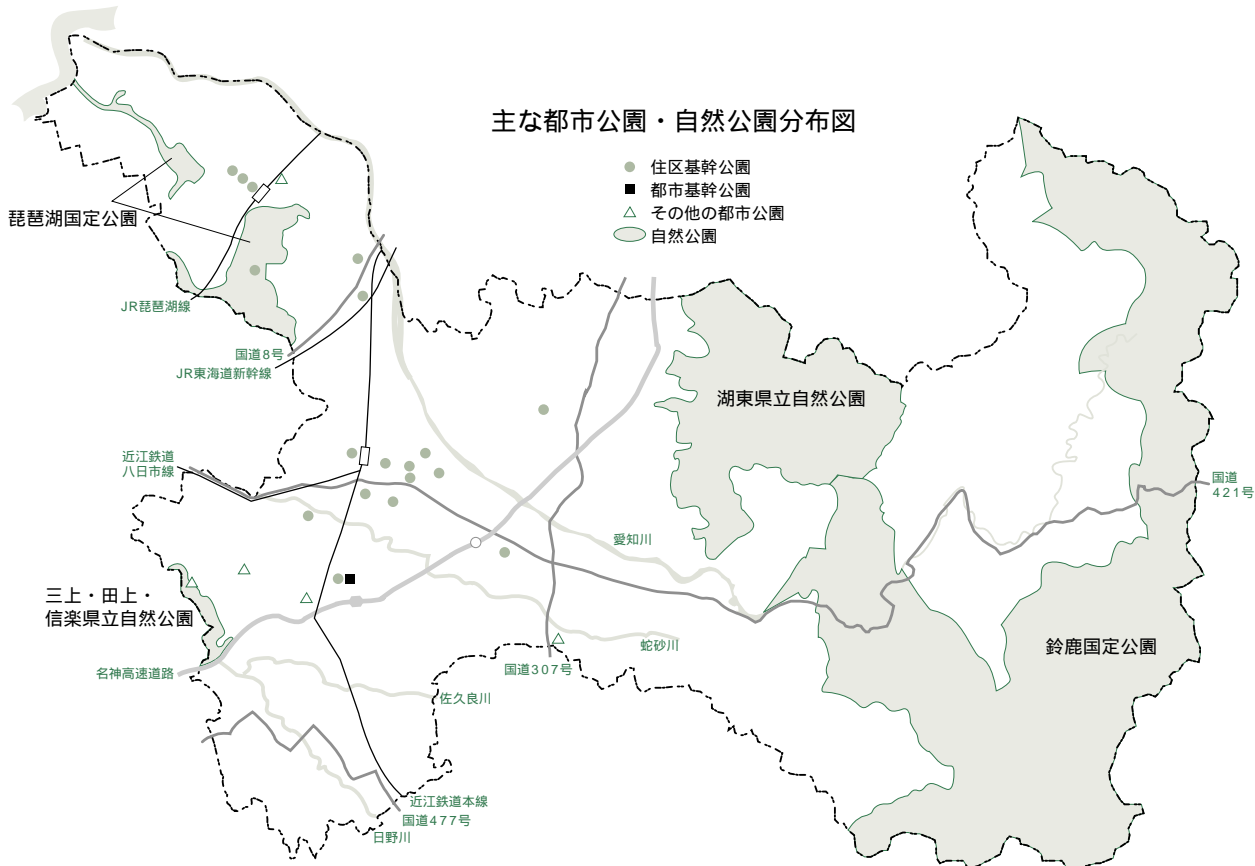
市民への緑化啓発を進め、緑化樹木の植栽推進を図るとともに、工場などの開発の際には一定の緑地が確保されるよう指導や要請に努めます。

5 快適な住宅の整備

公営住宅の供給戸数の見直しも含め、居住水準の低い老朽化住宅の改修・修繕や建替えを計画的に進めます。

バリアフリー化など高齢者や障害者に優しく安全な住宅整備を推進します。

民間事業者が提供する良質な賃貸住宅に対して家賃補助を行うことにより、子育て家庭や高齢者向けの良質な賃貸住宅の供給を促進します。



4 災害に強いまちづくり

現状と課題

全国各地で台風や大雨による水害や地震災害が発生しており、人々の防災意識が高まっています。本市においても、東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯地震、鈴鹿西縁断層帯地震の発生による被害が危惧されており、行政の防災体制はもとより、市民一人ひとりが日頃から高い防災意識を持つことが必要です。こうした中、本市では「東近江市地域防災計画」を策定し、関係機関との連携により同計画の応急対策計画に沿った訓練を実施するなど、災害対策に努めています。

本市の常備消防としては、東近江行政組合消防本部、愛知郡広域行政組合消防本部の二つがありますが、国において、管轄人口30万以上の規模を一つの目標とした消防（本部）の広域化に向けた取り組みが進められており、その対応が求められています。また、本市の消防団は8方面隊、女性分団を含む27の分団からなり、定員1,047人で組織されており、今後は常備消防との連携強化が必要です。

広大な市域を有する本市では、災害時に一体となった対応が必要なことから、本庁・支所・消防団及び災害現場等との通信を一元的に確保するため、移動系防災行政無線を整備しています。また、関係機関・団体・近隣自治体とは、災害時の物資調達や輸送車両の提供等に関する応援協定を締結していますが、これらの体制の強化が必要です。

防災施設については、一部の備蓄倉庫が狭小であり、耐震面でも十分ではないことや、災害対策本部が本庁に仮設という状況にあります。このため、災害対策本部施設機能を有した常備室の確保や備蓄機能を備えた防災拠点施設の整備が必要です。

一方、災害に強いまちづくりを推進していくためには、行政の防災活動だけでは限界があり、行政の取り組みと併せて、家庭や地域における防災体制の強化が必要です。本市では、市民による自主防災組織が各地域で整備されていますが、整備率や取り組みについては地域により差がある状況で、これらの組織を指導・支援することにより、活動強化を促すことが必要です。

さらに、災害・防災情報を確実に伝えるためには、ケーブルテレビの活用が期待されますが、未加入者や外出中の市民などへの対応もあり、国民保護計画に基づく警報伝達手段の構築を図る意味からも、多様な情報伝達手段の確保が必要です。

火災の発生状況

火災件数（件）					焼損棟数	り 災 世帯数	り災人員	死傷者（人）		損害額 （千円）
総数	建物	林野	車両	その他				死者	負傷者	
33	24	0	6	3	27	10	32	0	6	78,546

資料：東近江行政組合、愛知郡広域行政組合（平成18年）

🌿 基本的方向

火災や水害、地震などの災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災設備の充実や、自主防災組織の拡充・連携を図るとともに、県内外の自治体や各機関との広域的な応援協力体制の整備など、消防防災体制の強化を図ります。

地震などの大規模災害に対応するため、避難所となる小中学校などの耐震強化を進めるほか、備蓄の確保、防災拠点施設の整備やケーブルテレビなどの情報通信網を活用した市民の防災情報ネットワークの構築を図ります。

地震などの自然災害による被害を軽減（減災）するため、地震に強い住まいづくりの推進や家庭・地域における災害への備え、災害時の協力など、自助・共助の取り組みを推進します。

🌿 市民の取り組み

3日間生活が可能な水と食料を各家庭に備えておきましょう。

非常持出品、非常備蓄品を用意しておきましょう。

地域の避難場所などの情報を把握しましょう。

家族で災害時の対処を話し合しましょう。

自治会など自主防災組織による防災訓練、消防・防災資機材の点検、火災予防のパトロール等の自主防災活動を積極的に展開しましょう。

地域内の高齢者、障害者等の災害時要援護者を把握し、支援協力体制を築きましょう。

🌿 行政の取り組み

1 防災・耐震対策の推進

「東近江市地域防災計画」に基づき、防災に関する講習会の開催、防災訓練の実施、啓発資料の配布に加え、各種広報媒体を通じて市民に災害への備えを呼びかけ、防災意識の高揚を図ります。住宅などの耐震診断、耐震改修の推進を図り、地震に強い住まいづくりを進めます。

学校をはじめとする公共施設については、非常時の拠点施設や避難所として有効に機能するよう、耐震診断と補強工事に取り組みます。

2 災害時対策の強化

災害対策本部施設機能を有した常備室の確保や備蓄機能を備えた防災拠点施設の整備に努めます。

地震などの大規模災害時には、市民に対し必要な防災情報が迅速的確に提供できるよう、ケーブルテレビをはじめ、より多くの市民に対応できる多様な情報通信網を活用した情報ネットワークを構築します。

地震などの災害時に市民が必要とする諸情報を図示した地震ハザードマップの作成に取り組みます。

3 消防・防災体制の充実

東近江行政組合消防本部、愛知郡広域行政組合消防本部の常備消防と消防団との連携強化に努めます。

地域の自主防災組織の設置・育成を支援します。

災害時の自助、共助の取り組みを進めるため、広報・啓発活動を推進します。

県内外自治体や公共機関などとの広域的な応援協力体制を整備します。

消防力の強化による市民サービスの向上を図るため、常備消防の広域化に向け積極的に取り組みます。

消防資機材や消防水利の確保を計画的に進めるなど、消防防災設備の充実を図ります。



防災訓練



5 地域の安全を守るまちづくり

現状と課題

全国的に犯罪が多発し、子どもを狙った凶悪な事件も増加している今日、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を築くことは、市民生活を営む上で最も基本的かつ大切な条件です。本市においては、刑法犯総数はここ数年減少傾向にあるものの、ひったくりなどの窃盗犯や詐欺などの知能犯の増加に加え、市内各地から不審者情報が多数寄せられるなど様々な不安要素があります。今後は、東近江・愛知地区防犯自治会や警察、関係団体との連携強化を図るとともに、地域での防犯意識の高揚を図りながら、地域住民主体の防犯活動を展開する必要があります。

また、私たちの身の回りでは、毎日のように痛ましい交通事故が発生し、多くの人が死傷していますが、このようなことがないように市民一人ひとりが心がけるとともに、事故のない安全・安心なまちづくりを市民と行政が一体となって推進しなければなりません。このため、安全対策として、歩道や自転車道をはじめとする交通安全施設の整備や「あんしん歩行エリア」への重点的な取り組みが必要です。

交通安全の啓発や指導については、交通指導員を中心に、毎月1日・15日と交通安全運動期間の街頭啓発活動や、幼稚園・保育園での交通安全教室などに取り組んでいます。また、高齢者を対象に、公民館、老人クラブを通じての啓発や交通安全教室を開催しています。しかし、高齢化が進む中、高齢者の交通事故が増加しており、今後はこれまでの取り組みを一層進めるとともに、子どもから高齢者まで幅広い対象者への啓発・指導の充実を図る必要があります。

情報化の進展などにより、市民の消費生活をめぐる環境は複雑化・多様化し、消費者行政の守備範囲も大きく広がってきています。このため、消費生活相談の窓口である消費生活センターでは、専門相談員が市民からの相談を受け、被害救済を行っています。消費者被害を未然に防止するためには、全国から収集した相談情報の分析に基づく、迅速な啓発が必要となります。また、市民の安全な消費生活を確保するため、相談体制の充実を図る必要があります。

刑法犯の発生状況

(単位：件)

総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
1,270	5	37	934	64	5	225

資料：県警察本部（平成18年）

交通事故の発生状況

発生件数 (件)	死者 (人)	負傷者(人)		
		計	重傷者	軽傷者
765	16	1,022	70	952

資料：県警察本部（平成18年）



交通安全教室

基本的方向

犯罪のないまちとなるよう、一人ひとりの防犯意識を高め、地域のふれあいと連携強化による相互扶助機能の向上を図り、明るく住みよい安全なまちをめざします。

交通事故のない安心して暮らせる地域づくりに向け、すべての人にやさしい歩道、自転車道や交通安全施設の整備拡充を図るとともに、地域や学校などと連携しながら、交通安全に関する知識

の普及や啓発活動の充実に努めます。

消費生活面での安全を確保するため、関係機関との連携を深めるとともに、相談体制の充実強化と啓発活動の推進を図ります。

市民の取り組み

戸締まりの確認、施錠の励行や防犯機器の活用を心がけましょう。

地域で声かけ運動を推進しましょう。

地域における防犯上の問題カ所を把握し、自治会など自主防犯組織による防犯パトロールを実施しましょう。

ドライバーはもとより、歩行者・自転車も交通ルールを守りましょう。

地域や職場から交通安全活動に取り組みましょう。

消費生活をめぐるトラブルや犯罪について、市の広報やニュースを通じて関心を高めましょう。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯について、悪質な業者の訪問を防ぐため、地域で見守りましょう。

行政の取り組み

1 防犯対策の充実

警察や東近江・愛知地区防犯自治会など関係機関・団体との連携強化により、防犯体制の強化に努めます。

地域の安全に関する様々な情報提供などにより、市民の防犯意識の高揚を図ります。

自治会など自主防犯組織の育成及び加入促進を図るため、指導・支援・啓発を行います。

通勤・通学時の安全を守るため、防犯灯の整備を進めます。

2 交通安全の推進

危険カ所への交通安全施設の整備を計画的に推進します。

教育の場や高齢者の集う場をはじめ、様々な機会をとらえて交通安全指導を行い、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどを活用し、交通安全に関する啓発活動の充実に努めます。

3 消費生活相談・啓発の推進

相談時間帯の延長など消費生活相談体制の充実強化を図ります。

関係機関との連携による消費者の相談ネットワークを充実強化し、消費者被害の未然防止と迅速な被害救済に努めます。

消費生活学習会会員を消費者リーダーとして位置づけ、消費者被害に対する地域の見張り役となるよう育成・支援します。

消費者被害の未然防止を図るため、講座、学習会の開催や、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、被害や予防策の情報提供と多様な啓発を実施します。